

議第五九号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「として、一日につき次の各号に掲げる利用した交通手段の区分に応じ当該各号に掲げる額を支給する」を「を支給しない」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「とき」の下に「（前項に規定する場合を除く。）」を加え、「前項の規定により費用弁償を受ける場合を除き、」を削り、同項ただし書中「（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

「国家公務員等の旅費に関する法律」「県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例」の一部が改正されることに伴い、議員の費用弁償の制度を見直すため、所要の改正をしようとするものである。